

明石市高齢者いきいき福祉計画 及び第8期介護保険事業計画

令和3年(2021年)度～令和5年(2023年)度の3年間

概要版

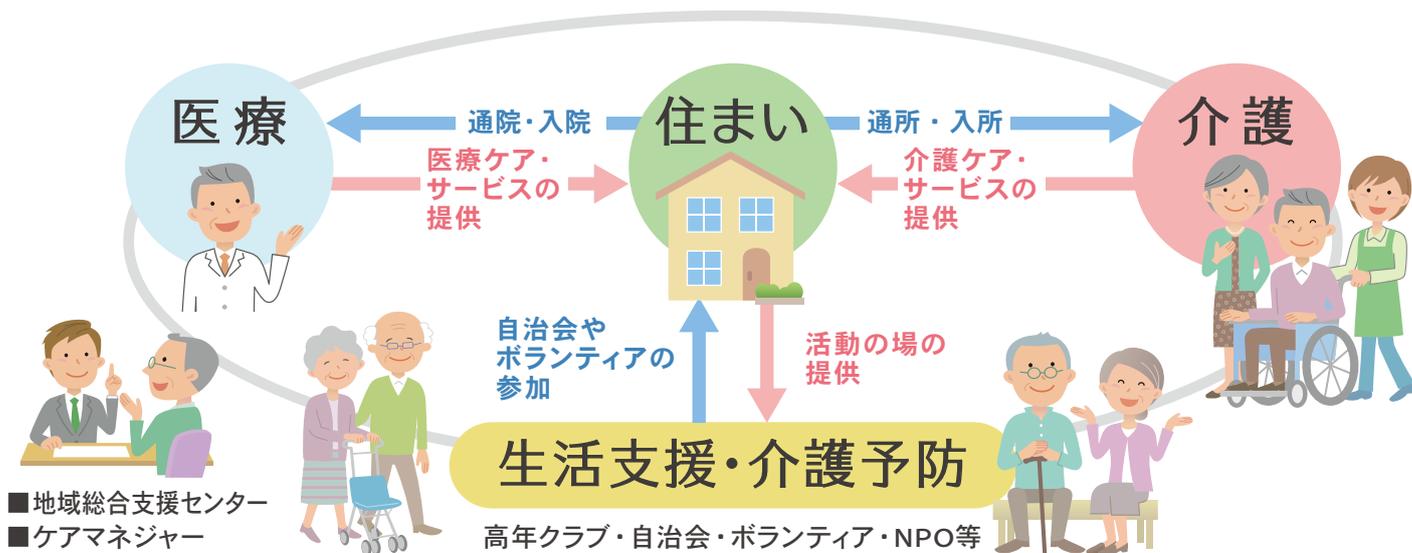
基本
理念

地域で支えあい 安心して暮らせるまちづくり ～地域共生社会の実現に向けて～

わが国では、令和7年(2025年)にいわゆる団塊の世代がすべて75歳以上(後期高齢者)に、さらに令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代が65歳以上に到達し、今後も高齢化が進展することが予想されています。高齢化に伴い複雑化・複合化している地域住民の支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化を図っていくことが課題となっています。

本市では、中核市として保険者機能を強化しつつ、過渡期となる令和7年(2025年)、令和22年(2040年)を見据えて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを一層推進し、高齢者をはじめあらゆる世代の市民が支え合い、自分らしくともに暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

地域包括ケアシステムのイメージ



明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画とは

本計画は、老人福祉法と介護保険法に基づき策定するもので、「高齢者いきいき福祉計画(老人福祉計画)」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するとともに、市の高齢者に関わる施策をはじめ、生きがいづくりや支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性と、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の確保・方策について明らかにしていくものです。

I 介護保険制度の主な改正内容

(1) 第8期計画の位置づけ

第6期計画からは、令和7年(2025年)までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされ、第7期計画では、その第2段階として、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進してきました。

さらに第8期計画では、令和7年(2025年)のみでなく、令和22年(2040年)も見据え、地域包括ケアシステムを中核的な基盤に、**地域共生社会の実現**を目指していくこととなります。

Point

地域共生社会とは



制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

「我が事・丸ごと」の地域共生社会実現に向けた4つの観点

- ① 地域課題の解決力の強化
- ② 地域を基盤とする包括的支援の強化
- ③ 地域丸ごとのつながりの強化
- ④ 専門人材の機能強化・最大活用

(2) 主な制度改正のポイント

第8期計画では 令和7年(2025年)、令和22年(2040年)の高齢者人口や介護ニーズを中長期的に見据え、地域共生社会の実現を図るため、社会福祉法・介護保険法・老人福祉法等について、主に以下の4点に関する制度改正が行われます。

1.

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

2.

地域の実情に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

3.

医療・介護のデータ基盤の整備の推進

4.

介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

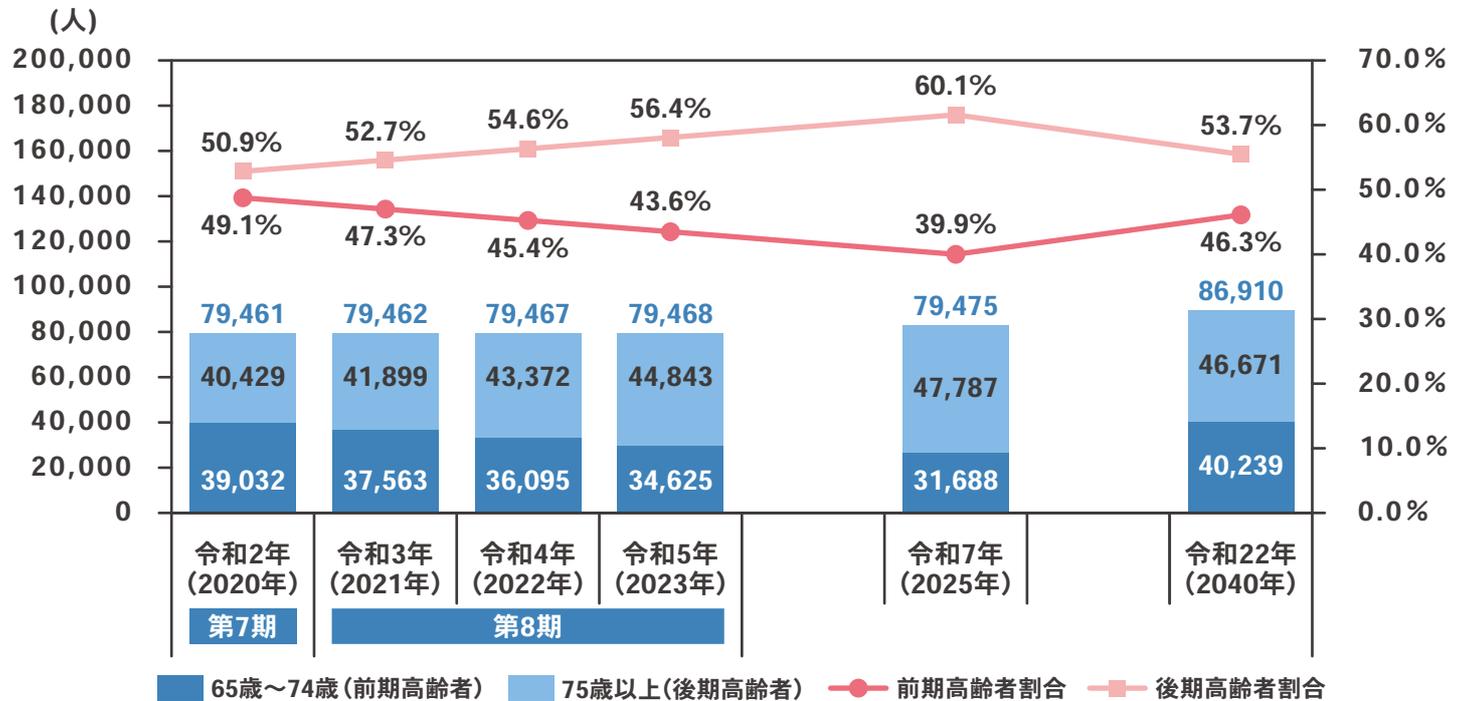
■ 上記の改正内容を踏まえ、第8期計画において重要となる事項は以下のとおりです。

- ① 令和7年(2025年)・令和22年(2040年)を見据えたサービスの基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

II 介護保険事業の被保険者の状況

(1) 高齢者人口の推計

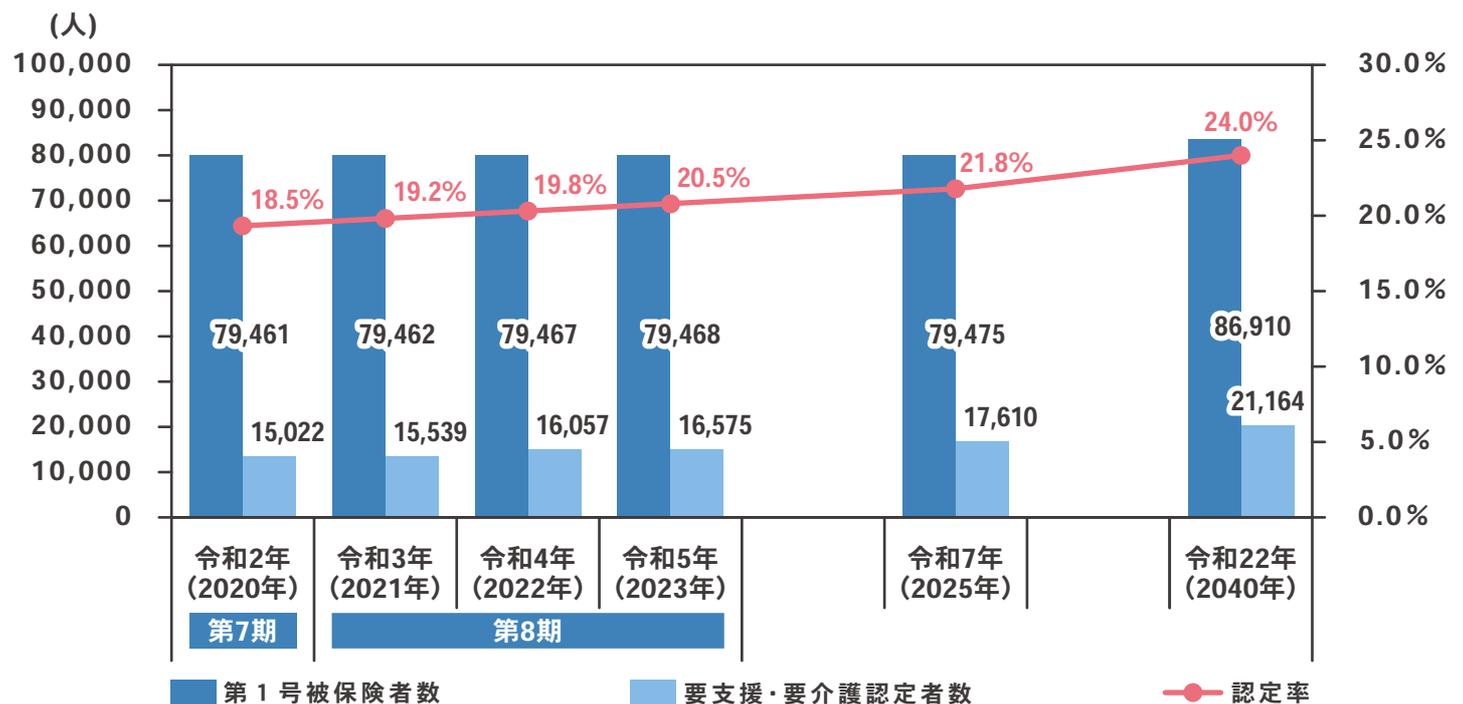
高齢者人口に占める前期高齢者と後期高齢者の割合をみると、令和2年(2020年)現在ではどちらもおよそ5割と なっていますが、令和7年(2025年)までは、後期高齢者割合が上昇していくと考えられます。令和22年(2040年) には、後期高齢者割合と前期高齢者割合の差は令和7年(2025年)に比べ小さくなる推計となっています。



※令和2年(2020年)10月1日住民基本台帳人口に基づきコーホート要因法で推計

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計をみると、令和22年(2040年)まで継続して増加する見込みです。それに伴い 認定率も上昇し、令和5年(2023年)には20%を超え、令和22年(2040年)には24.0%となる推計となっています。



※令和2年(2020年)10月1日住民基本台帳人口に基づくコーホート要因法による性・年齢別(5歳刻み)人口推計に、性・年齢別(5歳刻み)認定率(平成30年(2018年)～令和2年(2020年)平均)を乗じて推計

Ⅲ 第8期計画の基本的な考え方・施策の推進

基本 目標

支援の必要な人に必要な支援が行き届き、 高齢者がいきいき活躍できるまち



本市は、SDGs(持続可能な開発目標)を反映したまちづくりを進めており、「いつまでも、すべてのひとに、やさしいまちを、みんなで」をキーワードに、「SDGs未来安心都市・明石」の実現に向けて取り組んでいます。第8期計画では、こうした視点も踏まえ、引き続き地域包括ケアシステムを推進することで、元気で意欲のある高齢者が活躍し、支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を目指すとともに、高齢者だけでなく障害者や子どもを含め、地域の誰もが役割を持ち、お互いに支え合える地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

施策の方向性

基本的な考え方

1 地域ネットワークの充実

- 地域包括支援センターの機能強化
- 介護予防と自立支援の推進
(保健事業との一体的な推進)
- 地域ケア会議の推進
- 在宅医療・介護連携の推進
- 在宅での生活支援
- 高齢者の住まいの安定確保

- 誰もが安心して地域で暮らせる「共生のまちづくり」の実現に向け、地域総合支援センター(※)における総合的な相談支援体制の構築、地域での見守りの強化、地域福祉の充実を図ります。
- 高齢者が地域において健康で自立した生活を送るため、人と人とのつながりを通じた介護予防や、健康づくりと連動させた効果的な介護予防を推進します。
- 要介護高齢者やその人を介護する人が地域で生活を続けていけるよう、高齢者の住環境の整備や、本人や介護にあたる家族の介護負担を軽減できるような支援を行います。

2 認知症の人や家族への支援の充実

- 認知症の理解啓発・地域支援体制の充実
- 早期の気づき、早期支援の推進
- 権利擁護・在宅生活の支援
- 若年性認知症支援の推進
- 介護保険サービスの充実

- 認知症の人が安心して自分らしく暮らし続けられるよう認知症についての社会の理解を深め、まちぐるみでやさしく見守り、支える地域共生社会づくりを推進します。
- 認知症は、早期の気づき、早期の支援によって進行を遅らせたり、症状を軽くすることが可能とされているため、いち早く認知症に気づき、適切な医療や介護につないでいけるよう、必要な支援を受けることができる体制づくりを推進します。
- 認知症の人の地域での居場所づくりや見守り体制の充実を図るとともに、介護している家族等の身体的・精神的負担の軽減につながるよう支援します。
- 若年性認知症に対する正しい理解の普及啓発や、相談支援体制の推進を図ります。

3 権利擁護の取組の充実

- 成年後見制度の普及促進
- 高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応

- 後見支援センターをはじめとする関係機関と連携し、認知症等で判断能力が低下しても、その人らしい生活を送れるよう積極的に支援します。
- 家庭内や施設内における高齢者への虐待防止に向けて、行政や関係機関、市民による一体的な取組体制を推進し、早期発見・早期対応に向けた施策の展開に努めます。

※本市では、地域包括支援センターの機能を強化した地域総合支援センターを市内6か所に設置しています。

施策の方向性

4 災害・感染症に対する体制整備の推進

- 災害に対する体制整備の推進
- 感染症に対する体制整備の推進

5 介護保険サービスの充実

- 在宅サービスの促進
- 施設サービスの充実
- 介護保険サービスの質の向上
- 介護保険サービスの適正利用の促進
- 介護人材の確保・育成

6 高齢者の活躍できる場の充実と社会参画の推進

- 生きがいづくりと社会参画の推進

7 健康づくりの推進

- 健康づくりの推進・意識の向上

8 地域づくりの支援

- 生活支援体制整備の推進
- 見守り体制の充実

基本的な考え方

- 介護事業所等における災害・感染症対策として、介護事業所等との連携のもと、平常時より周知啓発や研修、訓練を行うとともに、必要物資の調達・輸送体制の整備を行います。
- 災害要配慮者に対し、地域における自助・共助による避難支援が行えるよう、平常時から避難行動要支援者名簿を自治会・町内会等へ提供するとともに、個別支援計画の作成支援を行うことにより、災害発生時等の地域による安否確認や避難支援の体制を整備します。
- 新型コロナウイルス感染症等さまざまな感染症発生時において、高齢者の健康や生活が維持できるよう、介護事業所等にサービス継続に必要な総合的な支援や、民生児童委員等地域の関係団体と連携した生活上の必要な支援体制を整備します。

- 高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、介護保険施設等の整備の促進、事業所等に対する人材の確保や育成に向けた支援等に取り組みます。
- 特別養護老人ホームの入所待機者の状況や要介護認定者数の推移等を勘案して、令和7年(2025年)度及び令和22年(2040年)度における施設サービスの必要量を見込み、地域密着型を含めた特別養護老人ホームや特定施設入居者生活介護等の施設についてニーズにあった整備を図ります。
- 利用者が真に必要とする介護保険サービスを選択し、安心、安全に利用できるよう、引き続き、事業者等へ適切な指導や監査を行い、介護保険サービスの質の向上を図ります。

- 高齢者が生きがいを持っていきいきとした生活ができるよう、学習や健康増進、就労支援など、高齢者の健康・仲間・生きがいづくりにつながる活動の推進とともに、高齢者が役割を持って地域社会の中で活躍し、充実した生活を送るための取組を推進します。

- 各種関係団体と連携しながら、地域住民と協働することで、身近なところでの健康づくりの実践を支援するとともに、要介護状態とならないための低栄養の改善、口腔機能の向上、継続した運動の啓発といったフレイル対策を推進します。
- 健康づくりの取組を推進するため、疾病予防に関する出前講座やあかし健康ソムリエとの協働による健診受診の啓発に努めます。

- 地域資源の創出やネットワークの構築、ニーズと取組のマッチングなどを通して、地域住民が主体的に行う地域づくりを支援するとともに、高齢者を含めた地域住民の社会参加を促すことで、地域とのつながりの中で自分らしく暮らせる地域の実現を目指します。
- 民生児童委員、高年クラブ、ボランティアをはじめ、市社会福祉協議会、医療機関など、高齢者を取り巻く地域組織等と密接な連携のもと、地域における見守り体制の確立を目指します。

IV 介護保険事業等の今後の見込み

(1) 介護保険施設及び居住系サービス等における整備計画

本市の介護保険施設等の整備状況や、国や兵庫県の介護保険施設等の整備方針を踏まえ、介護保険施設及び居住系サービス等の整備計画を立てました。

	令和3年度 (2021年)度	令和4年度 (2022年)度	令和5年度 (2023年)度	令和7年度 (2025年)度	令和22年度 (2040年)度
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1,120床	1,210床	1,210床	1,210床	1,210床
地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)	87床	145床	145床	145床	145床
介護老人保健施設	596床	596床	596床	596床	596床
介護医療院(※)	0床	0床	0床	0床	100床
認知症対応型共同生活介護	366床	384床	402床	438床	528床
特定施設入居者生活介護(混合型)	574床	674床	774床	974床	1,574床
小規模多機能型居宅介護	11か所	14か所	17か所	20か所	30か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4か所	6か所	8か所	10か所	20か所
看護小規模多機能型居宅介護	5か所	6か所	8か所	10か所	20か所

※各年度末

※介護医療院は、医療療養病床からの転換を見込んでいます。

(2) 第8期計画期間における総事業費見込額

第8期計画期間における総事業費見込額に、介護保険事業の財源構成、調整交付金交付割合などを勘案して算出すると、3年間の保険料収納必要額は約173億円と見込まれます。

(単位:千円)

	第8期			合計
	令和3年 (2021年)度	令和4年 (2022年)度	令和5年 (2023年)度	
総事業費見込額	23,326,401	24,628,404	25,864,788	73,819,593
標準給付費見込額	21,492,115	22,749,764	23,936,027	68,177,906
地域支援事業費	1,721,397	1,765,751	1,815,872	5,303,021
市町村特別給付費等	112,889	112,889	112,889	338,667
第1号被保険者負担分相当額	5,451,997	5,751,457	6,035,826	17,239,280
調整交付金不足額	128,766	97,876	65,230	291,872
小計				17,531,152
保険者機能強化推進交付金等	84,000	84,000	84,000	252,000
保険料収納必要額				17,279,152

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

※保険者機能強化推進交付金等(地域支援事業や認知症施策に充当)については、小計から控除します。

(3) 第1号被保険者の介護保険料基準額

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料基準額については、介護保険給付費準備基金を約15億円活用し、月額5,870円、年額70,440円とします。

各段階の介護保険料(年額)は次のとおりです。

なお、第1段階～第3段階については、公費投入による軽減を実施します。

保険料段階	対象者		賦課割合	保険料(年額)	
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者		基準額 ×0.50 [※]	35,220円	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯員全員が 市民税非課税	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の者	基準額 ×0.63 [※]	44,377円
第3段階		世帯員全員が 市民税非課税	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円超の者	基準額 ×0.75 [※]	52,830円
第4段階		世帯員に市民税 課税者がいる	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者	基準額 ×0.85	59,874円
第5段階		世帯員に市民税 課税者がいる	本人の前年分の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超の者	基準額 5,870円	70,440円
第6段階		本人が市民税課税		前年分の合計所得金額が60万円以下の者	基準額 ×1.05
第7段階			前年分の合計所得金額が60万円超120万円未満の者	基準額 ×1.18	83,119円
第8段階			前年分の合計所得金額が120万円以上150万円未満の者	基準額 ×1.22	85,936円
第9段階			前年分の合計所得金額が150万円以上210万円未満の者	基準額 ×1.28	90,163円
第10段階			前年分の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 ×1.50	105,660円
第11段階			前年分の合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	基準額 ×1.54	108,477円
第12段階			前年分の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額 ×1.77	124,678円
第13段階			前年分の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	基準額 ×2.00	140,880円
第14段階			前年分の合計所得金額が800万円以上の者	基準額 ×2.10	147,924円

※第1段階～第3段階については、別枠公費投入前の賦課割合を示しています。

軽減後の賦課割合と介護保険料(年額)

- ・第1段階 賦課割合:(軽減前)0.50 → (軽減後)0.30、介護保険料:21,132円
- ・第2段階 賦課割合:(軽減前)0.63 → (軽減後)0.50、介護保険料:35,220円
- ・第3段階 賦課割合:(軽減前)0.75 → (軽減後)0.70、介護保険料:49,308円

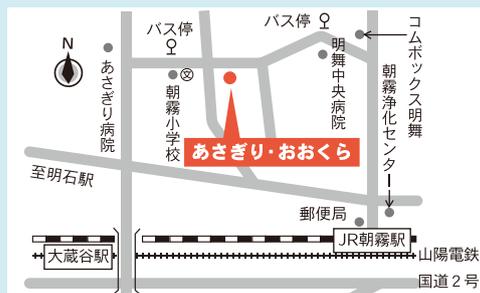
地域総合支援センターでは、福祉に関するさまざまな相談を受け付けています。

お住まいの地域を担当する 地域総合支援センターをご利用ください。

【開所時間】 月～金曜日の午前8時55分～午後5時40分

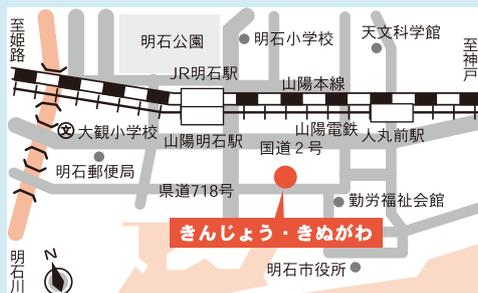
【閉所日】 土曜・日曜・祝日 年末年始（12月29日～1月3日）

あさぎり・おおくら総合支援センター



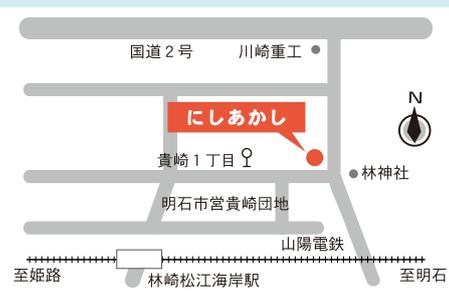
- 担当中学校区 朝霧・大蔵
- 所在地 あさぎり福祉センター内
(松が丘5丁目7-22)
- 電話 915-0091
- FAX 915-0092

きんじょう・きぬがわ総合支援センター



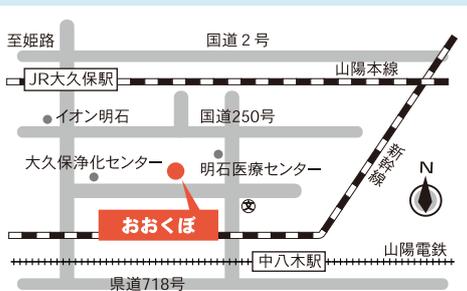
- 担当中学校区 錦城・衣川
- 所在地 明石市役所北庁舎1階
(旧保健センター)
(相生町2丁目5-15)
- 電話 915-2631
- FAX 915-2632

にしあかし総合支援センター



- 担当中学校区 望海・野々池
- 所在地 総合福祉センター1階
(貴崎1丁目5-13)
- 電話 924-9113
- FAX 925-2799

おおくぼ総合支援センター



- 担当中学校区 大久保・大久保北・
江井島・高丘
- 所在地 夜間休日応急診療所2階
(大久保八木743-33)
- 電話 934-8986
- FAX 934-8987

うおずみ総合支援センター



- 担当中学校区 魚住東・魚住
- 所在地 魚住市民センター2階
(魚住町西岡500-1)
- 電話 948-5081
- FAX 948-5082

ふたみ総合支援センター



- 担当中学校区 二見
- 所在地 ふれあいプラザあかし西
1階
(二見町東二見1836-1)
- 電話 945-3170
- FAX 945-3171

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画

令和3年(2021年)3月

■高年福祉担当：電話(078)918-5166

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

編集・発行/明石市 福祉局高齢者総合支援室

■介護保険担当：電話(078)918-5091

